紫香楽宮跡史跡指定１００周年
令和７年度　甲賀市紫香楽宮フォーラム

未来へつなぐ紫香楽宮跡
－紫香楽宮の過去・未来－

資料集

令和８年２月２８日（土）　あいこうか市民ホール

主催：甲賀市教育委員会

紫香楽宮跡史跡指定１００周年
令和７年度　甲賀市紫香楽宮フォーラム

「未来へつなぐ紫香楽宮跡」
－紫香楽宮の過去・未来－

日　　程

開催日　令和８年（2026年）２月２８日（土）
会　場　甲賀市あいこうか市民ホール

12:30	開場・受付開始
13:00～	主催者挨拶
13:10～13:25	報告　「これまでの紫香楽宮跡の調査について」 渡部　圭一郎（甲賀市　歴史文化財課）
13:25～14:15	報告　「紫香楽宮跡を活用した地域活性化」 黒川　清登　氏（立命館大学教授）
14:15～14:25	休憩
14:25～15:20	講演　「史跡の保存と活用」 長　直信　氏（文化庁調査官）
15:20～15:30	休憩
15:30～16:30	シンポジウム　「未来へつなぐ紫香楽宮」

目　　次

報告　これまでの紫香楽宮跡の調査について　・・・・・・・・1
　　渡部　圭一郎（甲賀市　歴史文化財課）

報告　紫香楽宮跡を活用した地域活性化　・・・・・・・・・・・・13
　　黒川　清登　氏（立命館大学教授）

講演　史跡の保存と活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　　長　直信　氏（文化庁調査官）

これまでの紫香楽宮跡の調査について

甲賀市教育委員会事務局　歴史文化財課
埋蔵文化財係　渡部　圭一郎

はじめに

・紫香楽宮跡の史跡指定の経緯（大正12年～昭和5年）

・内裏野地区の調査（昭和5年・平成16～19年）
　→寺院跡であることが判明　⇒　宮殿があった場所は？

・宮町地区の調査（昭和58年～平成23年）

・周辺の調査（新宮神社・鍛冶屋敷・北黄瀬・東山遺跡）（平成2年～平成30年）

1. 紫香楽宮跡の史跡指定の経緯

（1）指定前史

・貞享年間（1684～1687）の『淡海温故録』に初見
・元禄2年（1689）『淡海地志』
・享保19年（1733）『近江輿地志略』

（2）指定経緯

・大正12年（1923）黒板勝美による調査
・大正15年（1926）10月20日に史蹟名勝天然記念物保存法の下、史蹟に指定される。
　→指定後に現地表にみられる遺構は寺院跡であるという指摘がある。

2. 内裏野地区の調査

（1）史料調査

「内裏野」地名について → 大正15年の指定根拠のひとつ

・昭和58年（1983）石上英一（東京大学史料編纂所）らによる調査
　→延宝5年（1677）の「黄瀬村差出」に内裏野地名あり。さらに、寛文9年（1669）と延宝5年の黄瀬村絵図に「寺野」「寺野惣山」の記載あり。

（2）発掘調査（滋賀県教育委員会）

・昭和5年（1930）に滋賀県保勝会の肥後和夫による発掘調査
　→現況遺構は東大寺の伽藍配置に類似し、山背国分寺と同笵の瓦が出土。

・昭和25年（1950）塔跡・閼伽池の発掘調査（滋賀県教育委員会）

・平成16年度（2004）～19年度（2008）の調査（滋賀県教育委員会）
　→平成16年度　南面回廊と西面回廊の調査。
　→平成18年度　講堂と講堂北軒廊の調査。
　→平成19年度　金堂と金堂西軒廊の調査。

⇒火災の痕跡の確認、木装基壇の可能性、礎石・掘立柱併用建物（金堂西軒廊）

３. 宮町地区の調査

昭和40年代後半のほ場整備工事で柱根が出土（計13本）※令和2年信楽町郷土史会の聞き取り調査

昭和55年度（1980）から行った分布調査で須恵器・土師器片が出土

（1）第1期調査（第1次～6次）

・昭和58年度（1983）～昭和63年度（1988）信楽町教育委員会による発掘調査
　→小規模なトレンチ調査。「奈加王」木簡や柱根を残す柱穴の発見。

⇒天平の年紀木簡や同時期伐採の柱根など奈良時代の重要遺跡の存在を確認。
　ただし、遺構の性格などは十分に把握できなかった。

（2）第2期調査（第7次～12次）

・平成元年度（1989）～平成4年度（1992）信楽町教育委員会による発掘調査
　→遺跡東部を対象にトレンチ規模を拡大して遺構配置の詳細を検討。

⇒総延長50m以上の南北塀やそれに取りつく東西塀、5間×3間の東西棟建物など
　複数の区画と計画的に配置された建物の存在が明らかとなった。

（2）第3期調査（第13次以降）

・平成5年度（1993）～平成23年度（2011）甲賀市（信楽町）教育委員会による発掘調査
　→さらにトレンチ規模を拡大して遺構の性格解明に重点を置いた調査。

⇒遺跡の北辺（13次）で東西5間以上、南北4間の大型東西棟建物、遺跡の西部
　（19次～25次）で直線水路（通称　西大溝）から大量の木簡が出土した。
　遺跡の中央部（28次～40次）で大型の東西棟建物（9間×4間）と長大な南北棟
　建物2棟が「コの字」形に配置。その北側に7間×5間の東西棟建物が2棟並ぶ。

⇒平成17年（2005）3月に史跡紫香楽宮跡に追加指定（宮町地区）。

４. 周辺の調査

（1）新宮神社遺跡の調査

・平成2年度（1990）信楽町教育委員会による発掘調査（県道牧甲西線改良事業）
　→河川堆積と溝を確認。古代から中世の遺物が出土。

・平成12年度（2000）～平成16年度（2004）滋賀県教育委員会による発掘調査
　→側溝を伴う南北道路2条、橋脚、掘立柱建物3棟などを検出。

⇒宮殿と寺院地区を結ぶ道路とそれらを管理した役所群か。平成22年と27年に
　史跡へ追加指定（新宮神社地区）。

（2）鍛冶屋敷遺跡の調査

・平成13年度（2001）～平成15年度（2003）滋賀県教育委員会による発掘調査
　→3時期の遺構を確認。
　　（1期）1間×10間以上の南北棟建物と柱筋を揃える東西棟建物
　　（2期）送風施設、溶解炉がユニットとして配置され、大規模な工房を形成
　　（3期）梵鐘など巨大な銅製品を鋳造した遺構

⇒2期は紫香楽宮期、3期は紫香楽宮期～平城還都後の操業を想定。

・平成20年度（2008）甲賀市教育委員会による発掘調査
　→南北に並ぶ4間以上×1間の東西棟建物を2棟検出。

⇒西側の丘陵裾まで建物が計画的に配置されていたことを確認。

⇒平成22年（2005）8月に追加指定（鍛冶屋敷地区）。

（3）北黄瀬遺跡の調査

・第1次調査　平成13年度（2001）信楽町教育委員会による発掘調査
　→中世の遺構群と古代～近世の遺物が出土。

・第2次調査　平成14年度（2002）信楽町教育委員会による発掘調査
　→内寸1.8m四方の大型井戸と、水を堰き止める堰板遺構を検出。

⇒これまでの想定以上に広範に官衙群が展開していたことが判明。大型井戸は水を大量に使う役所（造酒司や大膳職か）と推定。

⇒平成22年（2005）8月に追加指定（北黄瀬地区）。

（4）東山遺跡の調査

・第1次調査　平成16年度（2004）甲賀市教育委員会による発掘調査
　→内裏野地区北辺に隣接。南北溝2条とそれらを側溝とする道路を検出。

・第2・3次調査　平成29年度（2018）～30年度　甲賀市教育委員会による発掘調査
　→4間×16間以上の南北棟建物と梁行1間の南北棟建物を検出。

⇒1次調査の結果から想定された道路遺構は確認できず、大型の建物を確認。丘陵上にも建物群の広がりがあることが確認された。ただし、性格不明。

⇒令和4年（2022）3月に追加指定（東山地区）。

5. まとめにかえて

⇒雲井地区の広範囲にわたって紫香楽宮に関連する遺跡が展開。ただし、周辺部の調査事例が少なく、不明な点が多い。

参考文献

滋賀懸保勝會 1931「紫香楽宮阯の研究」『滋賀懸史蹟調査報告　第四冊』

滋賀県教育委員会 2009『史跡紫香楽宮跡（内裏野丘陵地区）確認調査事業報告書』

信楽町教育委員会 1994『紫香楽宮跡関連遺跡発掘調査報告』

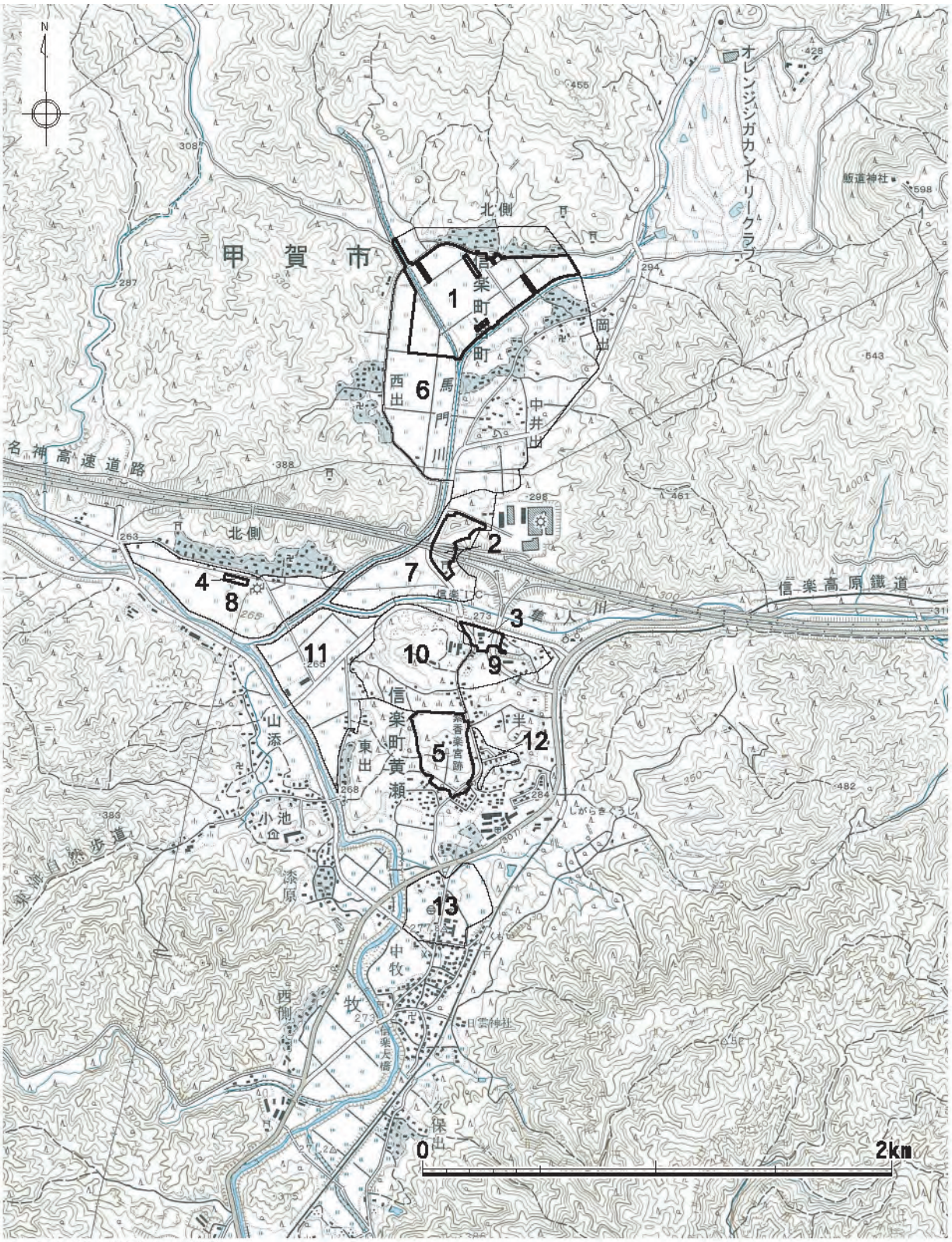
甲賀市教育委員会 2023『史跡紫香楽宮跡（宮町地区）発掘調査報告書Ⅰ
－朝堂区画・内裏区画の調査－』

滋賀県教育委員会 2004『新宮神社遺跡』

滋賀県教育委員会 2006『鍛冶屋敷遺跡』

信楽町教育委員会 2004『北黄瀬遺跡発掘調査概要報告』

甲賀市教育委員会 2021『東山遺跡発掘調査報告書』



史跡指定地区（５地区）
　１ 宮町地区、２ 新宮神社地区、３ 鍛冶屋敷地区、４ 北黄瀬地区、５ 内裏野地区

紫香楽宮跡関連遺跡群（９遺跡）
　６ 宮町遺跡、７ 新宮神社遺跡、８ 北黄瀬遺跡、９ 鍛冶屋敷遺跡、10 東山遺跡、11 東出遺跡
　12 紫香楽宮東遺跡、13 雲井遺跡

※内裏の地区については遺跡であると認められる前に既に史跡指定されていたため、正式には内裏野遺跡という通称は無いが、ここでは内裏野遺跡を含めて９遺跡とする。

図１　紫香楽宮跡関連遺跡群分布図

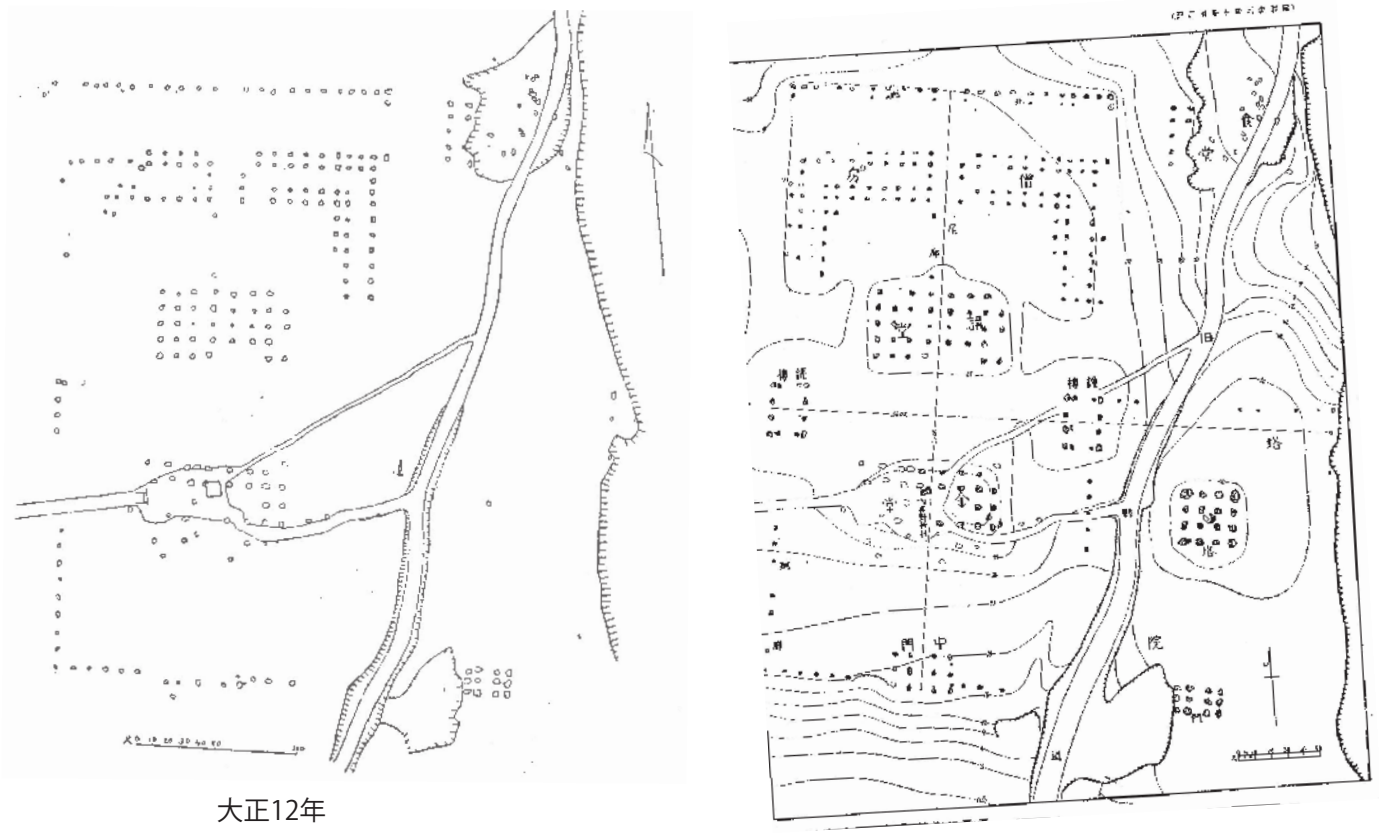


図２　大正12年と昭和5年の礎石配置図（滋賀縣保勝會1931）

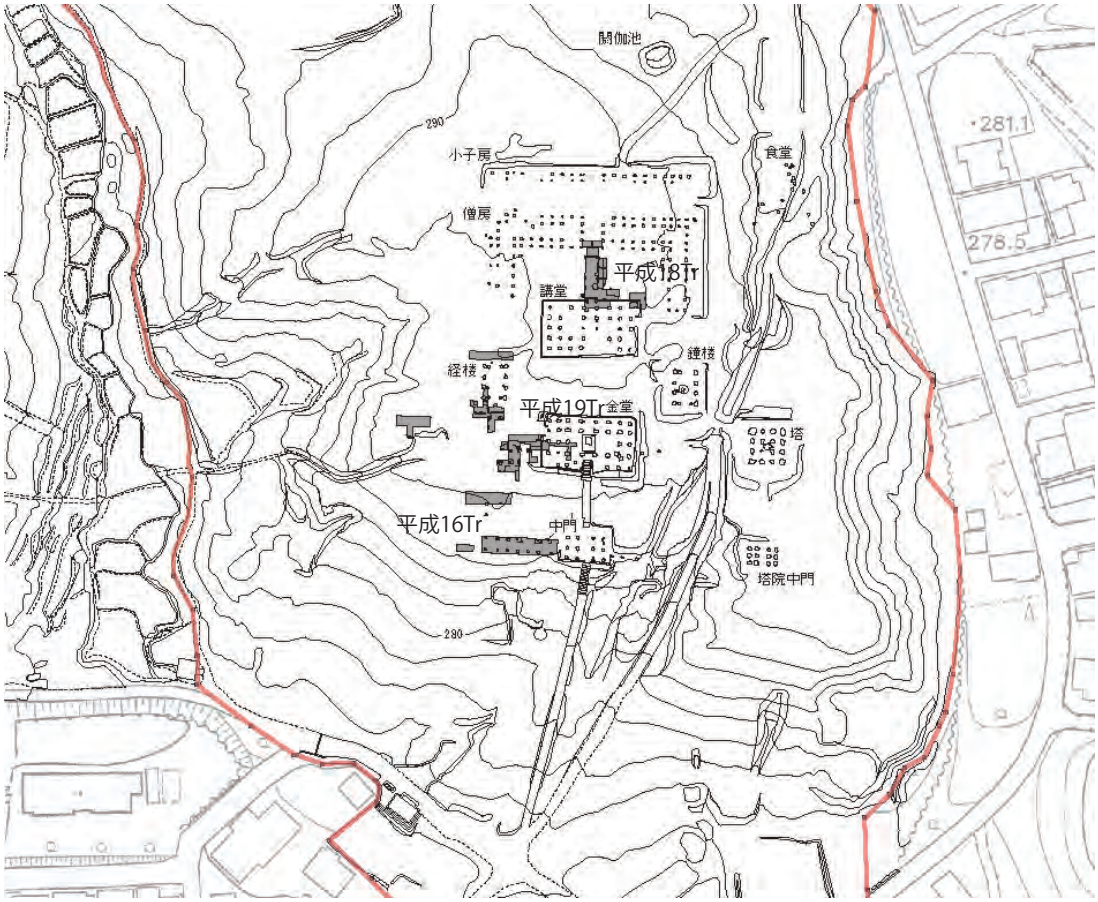


図３　内裏野地区　平成16～19年の調査位置図

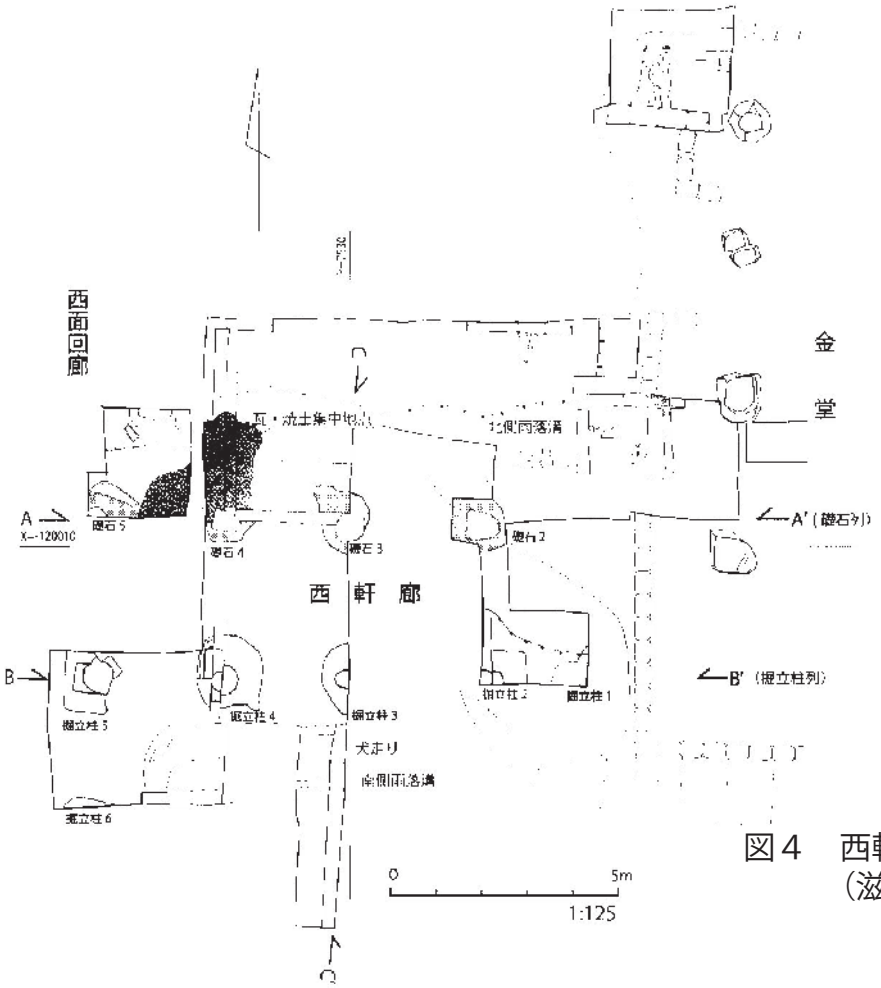


図４　西軒廊礎石掘立柱併用建物
（滋賀県教育委員会2009）



図５　宮町地区区分図

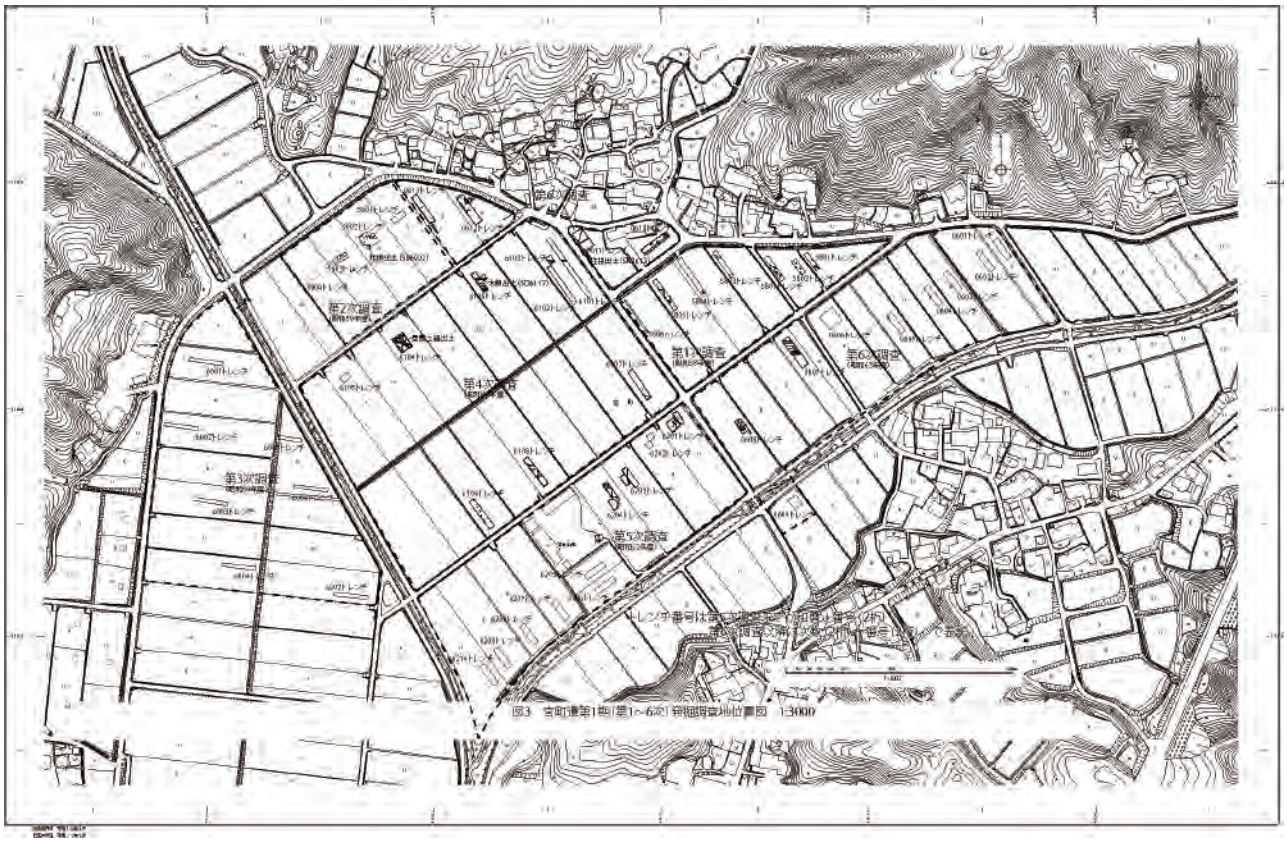


図6　第1期調査地位置図

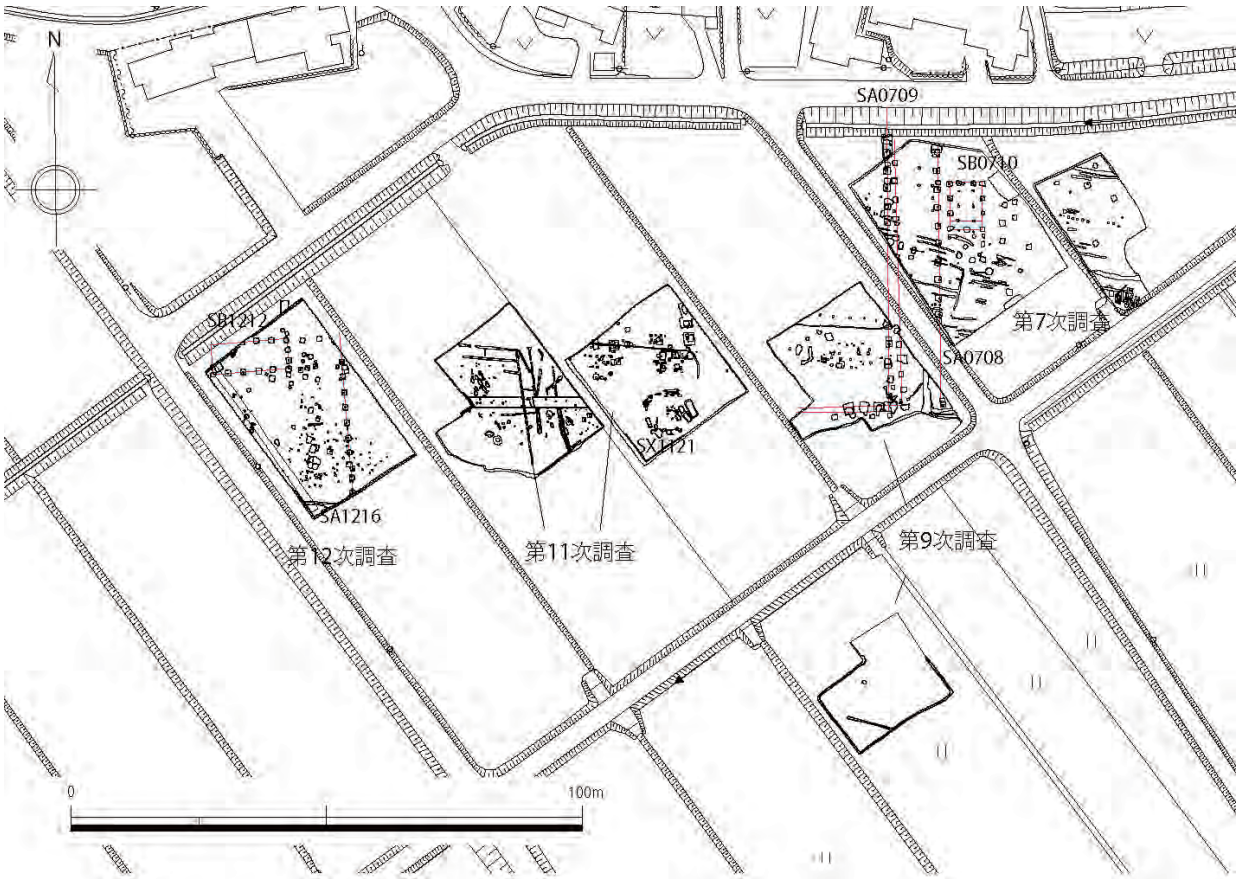


図7　第2期調査地位置図

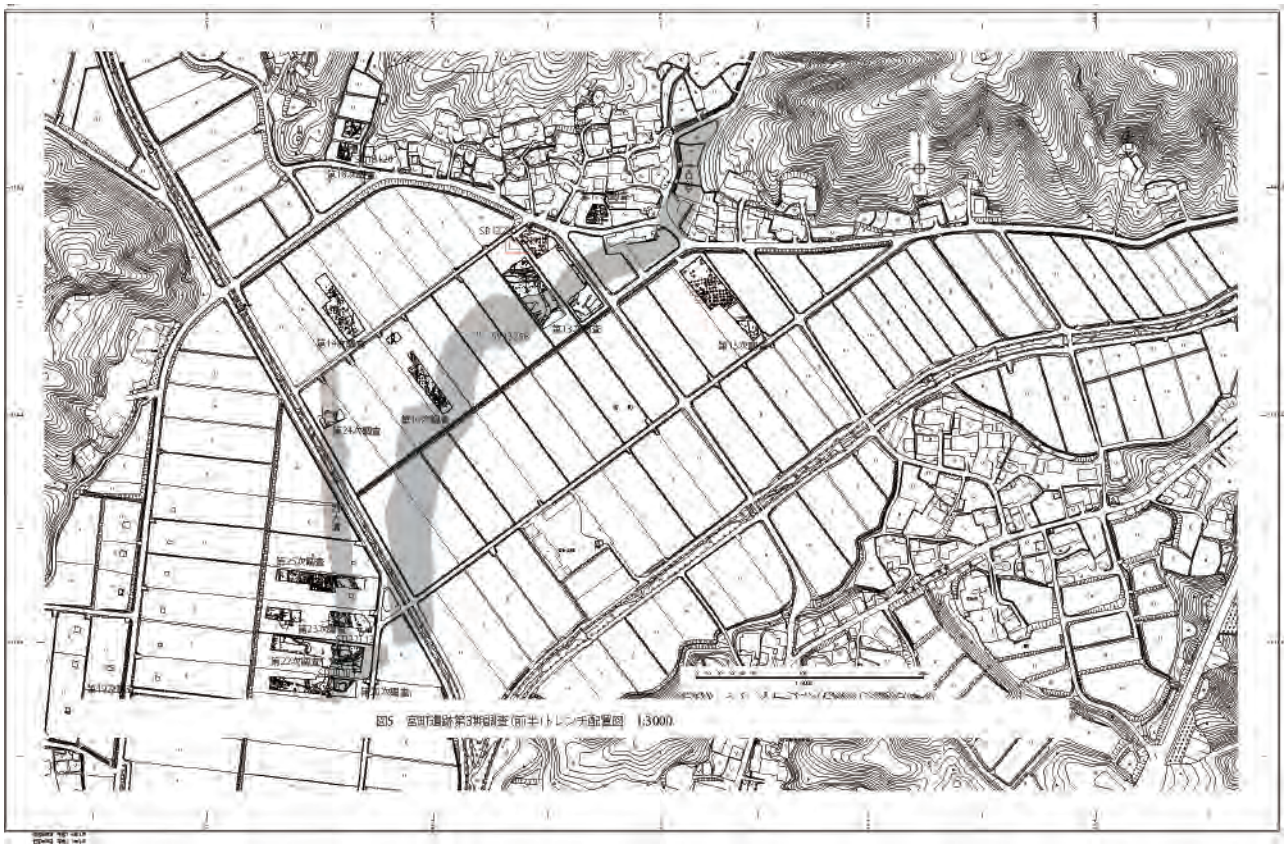


図8　第3期(前半）調査地位置図



図9　第3期(後半）調査地位置図

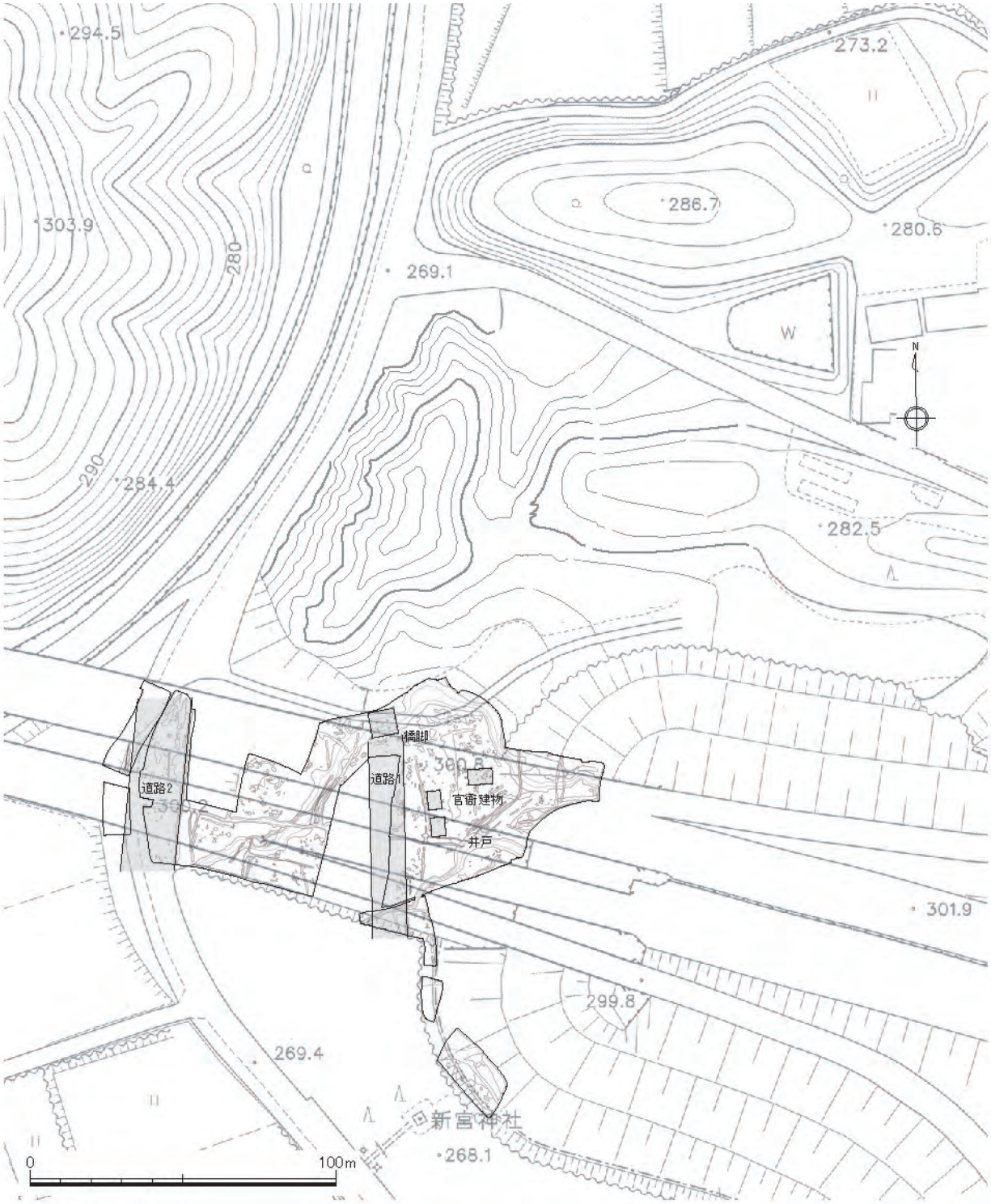


図10　新宮神社遺跡　調査地位置図

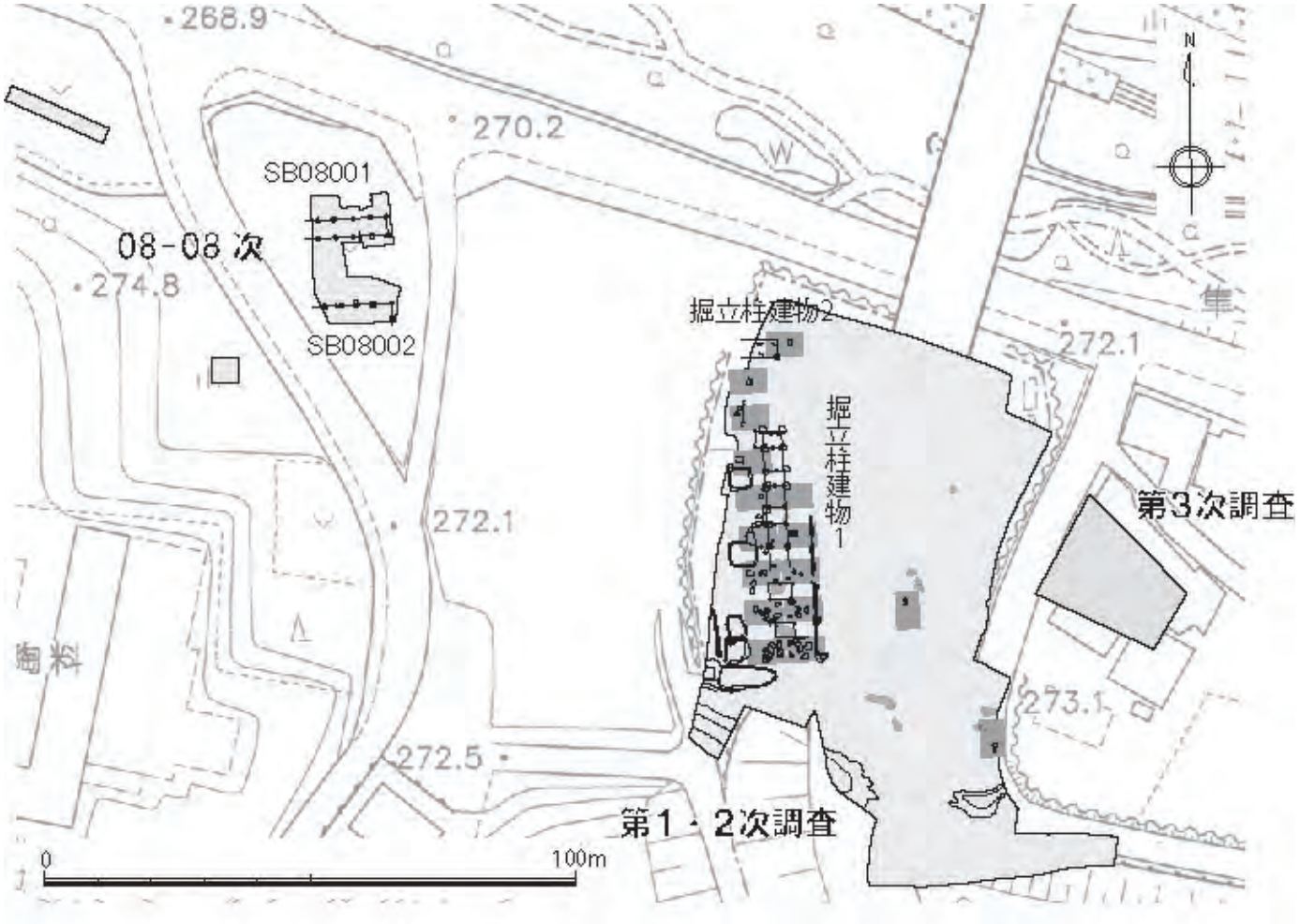
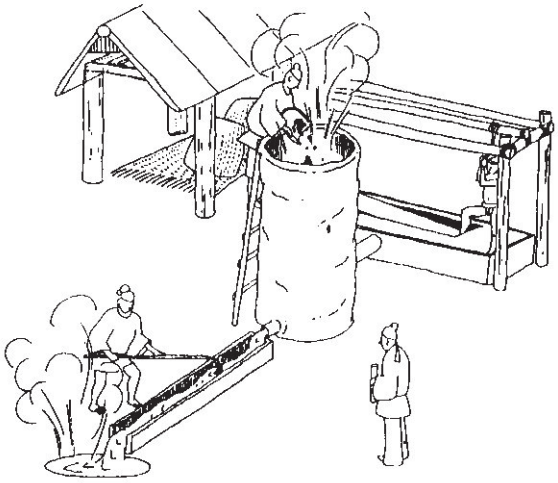
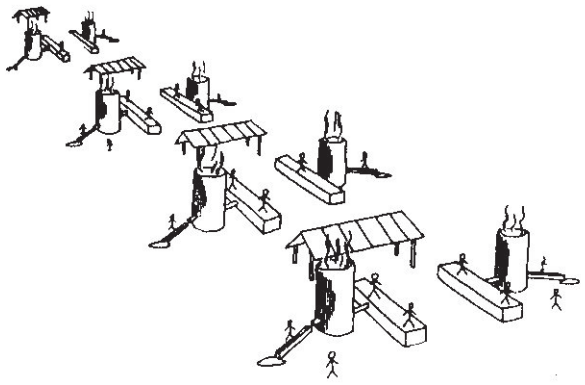


図11　鍛冶屋敷遺跡　調査地位置図



第 263 図　鍛冶屋敷遺跡における鋳造想定図



第 264 図　鍛冶屋敷遺跡における第2段階の操業想定図

図13　鍛冶屋敷遺跡で見つかった溶解炉（滋賀県教育委員会2006）



図14　北黄瀬遺跡　調査地位置図

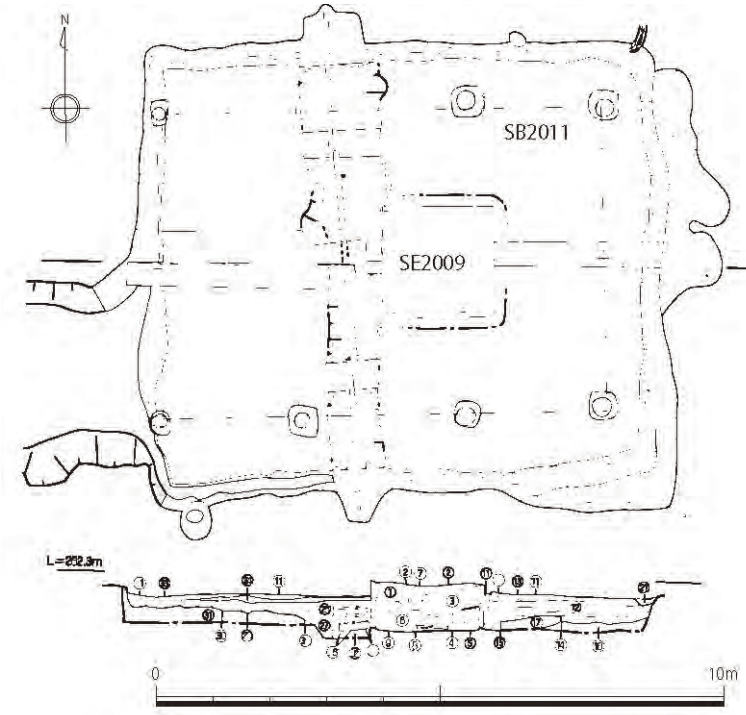


図15　北黄瀬遺跡　大型井戸と建物平面図



図16　北黄瀬遺跡で見つかった大型井戸

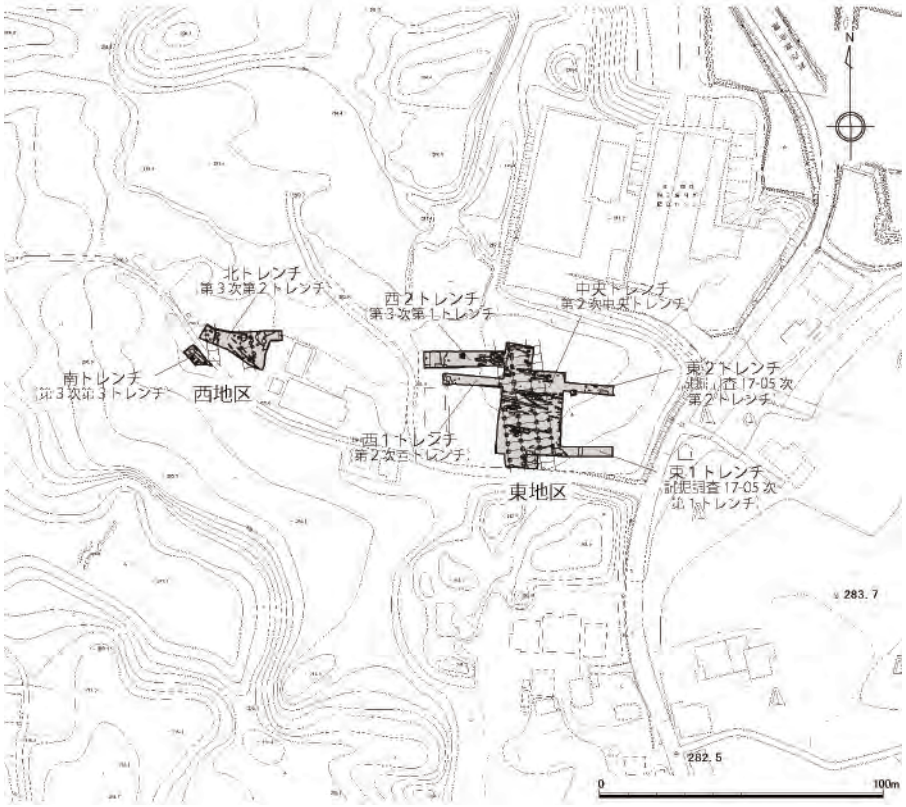


図17　東山遺跡　調査地位置図

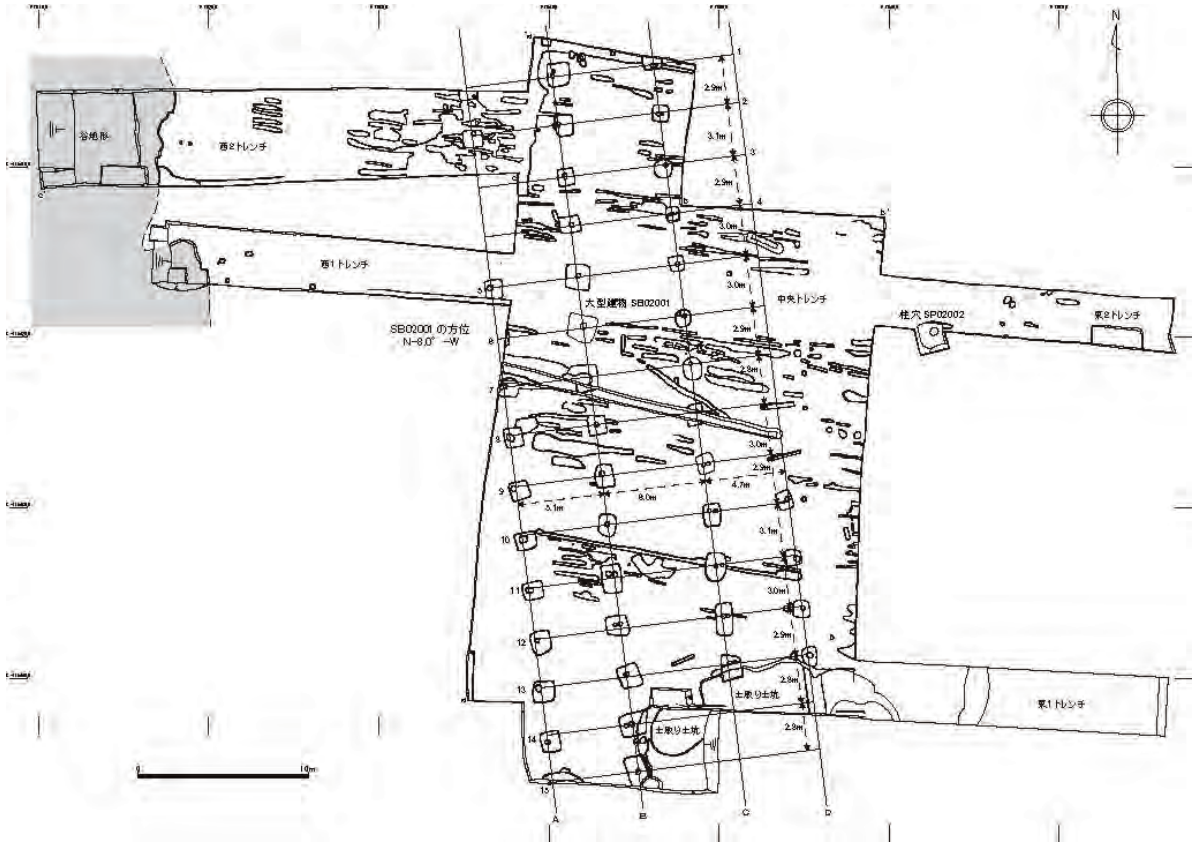


図18　東山遺跡第2次調査平面図

「紫香楽宮跡地域活用－官学民連携における大学の役割－」

立命館大学経済学部
黒川　清登

立命館大学のびわ湖草津キャンパス（以下、BKC）は、本学の中でも「地域連携」という特別な使命を担っています。大学では、地域経済学、開発経済学を専門としてますが、信楽は、外国以上に新鮮です。ラベンダーと紫香楽の宮は、歴史的な関係はありません。当初、本当にラベンダーの植栽が信楽の気候に定着するか、不安を抱きました。大学として貢献できることは何か、学生とともに考えました。そこで、ラベンダーが有名な、北海道富良野、兵庫県の多可町などの調査を学生とともに実施しました。ラベンダーは、寒さには強いものの、高温多湿に弱く、日本での栽培は、北海道のような事例以外、まれです。ところが、兵庫県の多可町の「ラベンダーパーク多可」を訪問し、不安は確信に変わりました。なんと、多可町のラベンダー畑も信楽も、標高が約300ｍあり、気候的には類似しているのです。

しかも信楽の制約要因である、鹿に食べられないこと、根が深くなく遺跡を痛めないこと、という条件もぴったりです。

しかし、まだ課題がありました。植栽をするマンパワー不足、ラベンダーでまちづくりをする担い手、さらには、ラベンダー畑に使用する土壌が新名神高速の残土を一部利用していることからの不安です。そこで、私は留学生、日本人学生の全面的な協力を得て、土づくり、イベントの企画実行、さらには、来場者へのアンケート調査などで貢献してきました。このラベンダーの植栽事業は、2023年春からは6月ころは見事な開花で、新聞社、TVも注目するまでに成長しました。このラベンダー事業は、信楽のような高地でしかできません。他にまねができないプロジェクトです。住民の皆さまのさらなる参画で、信楽の新しいまちづくりが可能です。ぜひ、ご一緒にラベンダーの植栽、さらには、そこからの商品開発に取り組みませんか？

「史跡の保存と活用－多様な活用視点の提示を中心に－」

文化庁文化財第二課
長　直信

はじめに

文化庁が設置する文化審議会文化財分科会は、令和７年７月２２日に『これからの埋蔵文化財保護の在り方（第１次報告)』を示し、今後の埋蔵文化財保護について、具体的な方向を提示した。その冒頭で埋蔵文化財の意義を整理し、活用の取組事例についても触れている。

「埋蔵文化財は、国や地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、しばしば発掘調査で重要な埋蔵文化財が発見されることもある。そのことは多くの国民に驚きと感動を与えることにもつながっている。現在、発掘現場の一般公開や、その成果に関する展覧会や講演会が全国各地で開催されており、多くの人々の関心を集めている。歴史的・学術的な価値が高い埋蔵文化財は、史跡に指定され、国や地域の重要な歴史的資産として利活用されているものも多く、それらの中には、近年、世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」のように、長年にわたる調査研究の成果により解き明かされた我が国独自の文化的遺産として国際的にも高く評価された事例もある。

また、近年では埋蔵文化財の活用への取組も活発化しており、地方公共団体により以下のような施策が行われ、効果が挙げられている。

○史跡を核とした交流人口の拡大(青森市・福岡県太宰府市等)
○史跡公園を核とした豊かな住環境の提供(東京都国分寺市　・大阪府高槻市等)
○地域の個性的な埋蔵文化財の発信を通じた関係人口の拡大(岐阜県飛騨市等)
○史跡に因むイベントの開催や遺跡及び出土遺物をモチーフとした商品開発等を通じた官民連携による地域活性化(全国各地)
○地域住民による「遺跡保存会」等の設立と活動に象徴される史跡を紐帯とした、地域コミュニティーの構築と維持(秋田市　・兵庫県淡路市等)
○学校教育や生涯学習等における生きた教材としての利用を通じた、地域の誇りや愛着の醸成(全国各地)
○過去の災害痕跡の分析を通じた、ハザードマップの作製(群馬県・高知県等)

埋蔵文化財は地域の個性豊かな歴史を語る証人であり、その所在する地方公 共団体においては、地域の誇りや愛着を醸成する役割や住みよい町を作るための素材のひとつになっている。また、史跡に指定されるような埋蔵文化財は、対 外的にも相応の発信力を有しており、それぞれの地域を象徴する資産として、

地域のブランド力の向上による交流人口や関係人口の拡大にも寄与しているものがある。

そうした埋蔵文化財を調査し、その内容に応じて適切な保護を図り、広く国民にその価値を伝えることは、国や地方公共団体の重要な責務といえる」（『これからの埋蔵文化財保護の在り方について　(第一次報告書)』文化審議会 文化財分科会　令和４年７月　下線は報告者)。

この記載の下線部が示すように、埋蔵文化財の活用は現在各地で多種多様な視点で行われている。本報告では、近年の史跡の保存の在り方を踏まえつつ、地域特性に根差した埋蔵文化財の活用視点や地域の人々と史跡との関わりを持続可能にするための論点など整理してみたい。

１．史跡とは

戦後日本では、全国的に空前の規模の開発が行われたが、これらの整備に伴って、都道府県・市町村に埋蔵文化財の専門職員が配置され、列島各所で発掘調査成果が積み重ねられた。これにより、原始以降の歴史が考古学的に解明され、どの地域にもかけがえのない豊かな歴史が存在したことを証明することとなった。同時に、地中から現れた遺跡に歴史的な評価を与えることで、史跡指定等の保存を進め、遺跡を地域づくりの核に据えた、まちづくりにつなげる事例の蓄積も進んだ。

では、「史跡」とはどのようなものか。史跡とは、文化財保護法第１０９条 の規定に基づき、文部科学大臣が指定するものである。

〇文化財保護法第１０９条（指定）「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

また、記念物とは、文化財保護法により以下のように定義されている。

〇文化財保護法第２条（文化財の定義）「四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとってて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）」

特別史跡	65	史跡	1,917
特別名勝	36	名勝	432
特別天然記念物	75	天然記念物	1,041
計	176（166）	計	3,390 (3,275)

（注）　史跡名勝天然記念物の件数は，特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
史跡名勝天然記念物には重複指定があり，（　　）内は実指定件数を示す。

図１　史跡名勝天然記念物件数（令和8年2月現在）

史跡に指定されることで、その保護のため、現状を変更する行為を制限するとともに、土地の公有化や整備事業に関する国庫補助金を利用することができる。

史跡には様々な種類があり、特別天然記念部物及び史跡名勝天然記念物指定基準では、以下に該当するものを指定することとしている。

（史跡）
左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの
一　貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
二　都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
三　社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
四　学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
五　医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
六　交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
七　墳墓及び碑
八　旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
九　外国及び外国人に関する遺跡

（特別史跡）
史跡のうち学術上の価値が高く、我が国文化の象徴たるもの

表１に示すように、令和８年２月１日時点で、１９１７件の遺跡が史跡に指定されており、一見多いように見える。しかし、遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の数は、全国で４７２，０７１件（令和３年文化庁調べ）あり、史跡に指定されているのは遺跡全体件数のわずか０．４％に過ぎない。なお、史跡指定された遺跡を時代ごとにみると、約８０％は中世以前ものであり、近世は２０％、近代遺跡は近年指定が進み始めたが、まだ２％程度である。また、史跡の国宝ともいわれる特別史跡は６５件と、国宝１，１４９件と比較しても希少である。

ちなみに、滋賀県は、大正１０年（１９２１）に茶臼山古墳、小茶臼山古墳（大津市）が指定されて以来、現在に至るまで４５件が史跡に指定されている。史跡紫香楽宮跡は上記指定基準の「二」のうち、都城跡に該当し、平城京跡の指定（大正１１年）の４年後の大正１５年に指定されている。

その他の宮都の遺跡としては、藤原宮跡（昭和２１年指定)、恭仁宮跡（山背国分寺跡）（昭和３２年指定)、長岡宮跡（昭和３９年指定)、飛鳥京跡（昭和４７年指定)、平安宮跡、近江大津宮錦織遺跡（昭和５４年指定)、難波宮跡（昭和３９年指定）などがある。

２．史跡の保護と価値の更新

史跡の保護は「保存」と「活用」からなり（図２）両者が相乗効果を生み出せるようにするために、史跡が持つ本質的価値の維持・継承の文脈に沿って、望ましい「保存」と「活用」の在り方を導き出す必要ある。なお、「保存」と「活用」の在り方は、個々の史跡の立地・性質をはじめ、それを取り巻く社会的環境等によって全く異なる。よって、その望ましい在り方・将来像は、個々の事例に即して、所有者・地域住民をはじめとする多くの人々を巻き込んだ広範な議論の集約の過程で描き出され、明確な実像として関係者間において共有されることとなる。



図２　史跡等･重要的景観の保護と社会的環境等

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は既に指定説明文において明示されているものであるが、図３に示すように、史跡等の本質的価値の評価の視点には、時間の経過とともに進化する部分が含まれている。指定時に価値評価の対象としなかった付加的な事象・事物の中には、その後の調査研究の進展により、史実の新発見又は化学的理論の発展などがあるためであり、新たに本質的価値の評価の対象に加える必要が生じたもの示す（文化庁文化財部記念物課 2014)。史跡を指定したとしてもこれが完全なゴールではなく、その価値も固定的なものはない。指定した以後も以下の点に十分留意しておきたい。

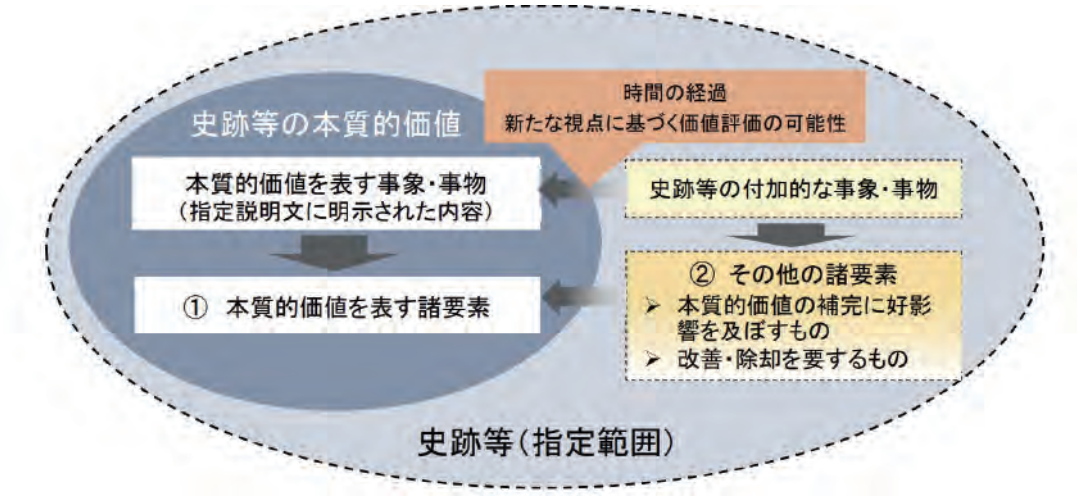


図３　史跡等の本質的価値を表す事象・事物と付加的事象・事物の関係

「指定により本来、保護すべき範囲（その価値を示す枢要な範囲）が、すべてカバーできる場合はまれであり、引き続き、追加指定を行うべき土地が残されているものの方が多いのが実態である。また、研究は日々進歩している。史跡に指定されている遺跡でも、発掘調査が行われている面積は数%かそれに満たない場合がほとんどである。史跡には、まだまだ未知の情報が眠っているのである。そして、何よりも史跡の価値を住民と共有し、将来にわたって保存活用する機運を醸成することが何よりも重要である。史跡指定とは、史跡の保存活用に向けての出発点でもある」（近江 2025）。

３．古代官衙遺跡の整備状況

遺跡の活用手段に遺構のハード整備がある。官衙遺跡を例に復元建物整備と平面表示整備の状況を提示する。

① 復元建物整備

久留倍官衙遺跡（三重県四日市市、門を復元）や多賀城跡（宮城県多賀城市、南門復元）、泉官衙遺跡（福島県南相馬市、前殿・南辺区画を復元）、橘樹官衙遺跡（川崎市、７世紀の倉庫を復元）などの例がある。

シンボル性や古代の空間体験の場を創出できるメリットがある一方、平沢官衙遺跡（茨城県つくば市、倉庫群）ではリニューアル（長寿命化を含む再整備）を実施した事例もあり維持管理・修繕コスト等の確保が重要となる。

② 平面表示整備（半立体表示）

弥勒寺官衙遺跡群（岐阜県関市）、恒川官衙遺跡（長野県飯田市）、伊賀国庁跡（三重県伊賀市）、備後国府跡（広島県府中市）、日向国庁跡（宮崎県西都市）等がある（計画中のものを含む）。中枢建物のみ平面表示とし、イベントや活用の中で場として活かしていく事例や計画が多い。

官衙遺跡やその他の集落遺跡は、古墳や山城などと異なり、遺跡自体に立体

感のないため、遺跡の顕在化にはそれなりの工夫が必要である。建物復元や平面表示もメリット・デメリットがあるが、これら遺跡のハード整備はあくまで遺跡の活用手段の一つであり、地域に即した「課題」と「目的」の設定次第で、様々な活用手法がある。

４．埋蔵文化財活用の視点

１）課題の整理

遺跡のもつ諸条件は様々であり、活用に当たっては、遺跡の時代や性格、立地（都市部、過疎地、山間部、沿岸部など）、周辺インフラの在り方、地域住民との関係性など、周辺課題を整理するこが重要となる。

課題を例示すると、①「価値」が理解されていない、②遺跡への交通アクセスが悪い、③「存在」を顕在化できていない、④地域住民への十分な理解と価値が共有できていない、⑤遺跡が地域のものとして定着できていない、⑥財政的に整備に要する費用が確保できない、⑦費用的にも人員的にも維持管理についての継続性が難しいといったものがある。

活用にあたっては、これらの課題に応じて、「地域を知ってもらう」ための取組、「遺跡を知ってもらう」ための仕掛を考える取組、遺跡へのアクセスしやすい環境をつくる取組、地域住民の遺跡理解を醸成するための取組などを行うこととなる。

２）活用手法とその取組事例

① 地域を知ってもらう取組

〇各地の市民遺産の取組

「川崎市地域文化財顕彰制度」（2018 年度～）　神奈川県川崎市

市民団体から伝えたいモノ・コト・場の推薦を募り、内容の確認。市の文化財審議会から意見聴取等を行い文化財として顕彰する。

市が把握できていなかった多くの文化財が推薦され、把握できるという側面だけでなく、市民自らが推薦したものを顕彰することで自分達の文化財に誇りをもち、保存・活用を推進できる。その他、認定太宰府市民遺産（2010 年～）、浜松地域遺産認定制度（2016 年～）などがある。これらの取組は、行政側からの一方向の教育でなく「双方向の多義性」をもった取組である。地域のことをよく知る人々と文化財を共有し、保護の意識を醸成する意義がある。

近年市町村で策定が進む「文化財保存活用地域計画」も地域を知る格好の素材である。指定の有無を問わず地域の有形無形の文化財から分かりやすく魅力的なストーリーを構築することで、地域の新たな魅力となり、地域住民の関心を引き出せる可能性をもつ。

② 遺跡を知ってもらうための仕掛を考える取組

〇ネット上にオープンデータを公開する

許可されたルールの範囲内で誰でも自由に閲覧・複製・加工等ができる「オープンデータ」を集約して公開することで利用し易く良質な情報を拡散できる仕掛けを作る。「飛騨市画像オープンデータ」（岐阜県飛騨市）などの事例がある。自治体の観光素材がオープンデータ化されているがことが多いが、遺跡や文化財の素材を対象とした取組は少ない。もっと活発化してよいものである。

〇既存のサイトを活用した発信を行う

奈良文化財研究所の「全国文化財総覧」を活用した動画配信、刊行物の公開、イベント告知など。

これらは、「遺跡情報」へのアクセスを容易にすることで遺跡を知ってもらう機会を増やすという仕掛けであるが、これらは外部に対する発信の一手段であり、図４に示すように、遺跡を知ってもる仕掛けはその対象によって極めて多様である。

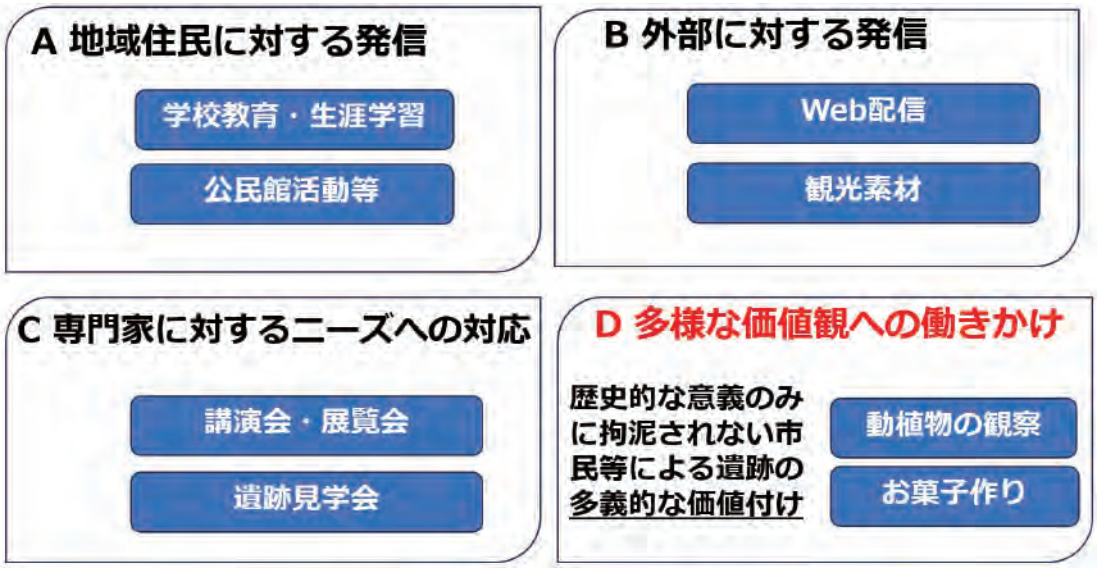


図４　埋蔵文化財を知るための仕掛け

「専門家しか興味をもたない遺跡が、社会的に活用されることない」との言葉に示されるように（松田陽 2022）、遺跡を知ってもらうためには、その歴史的文脈のみを主題に据えるのではなく、遺跡の歴史的意義を押さえつつも図４のＤに示す「多様な価値観への働きかけ」を地域住民とともに行うことは、今後より重要な視点といえる。

③ アクセスしやすい環境づくり

〇縄文タクシーを運行する（山梨県）

県立考古博物館や釈迦堂遺跡博物館を中心に、周辺の観光名所を貸し切りタクシーで気軽にめぐる、４つのモデルコースを作成し「縄文タクシー」として運行する（縄文文化以外の観光地ふくむ)。

〇遺跡のバス停を作る（大分県大分市など）

中心市街地循環バスに遺跡前のバス停を設置する

〇交差点標識に遺跡名をつける（神奈川県川崎市、鳥取県鳥取市など）

・遺跡前の交差点名標識を「橘樹官衙入口」の地名標識板へ

・ 鳥取森林管理署」を「鳥取城跡」へ

国土交通省も交差点名標識への観光地名称の表示を推進中であり、遺跡の周知とアクセスを高める手段として非常に有効である。

④ 地域住民の遺跡理解を醸成するための取組

１）価値を共有する取組

① 史跡指定シンポジウム、② 周年事業、

③ 大学と地域との連携事業、④持続的なシンポジウム

２）市民と共に協働で価値を共有する

住民主導（協働）の活用事業の展開

・五斗長垣内遺跡（兵庫県淡路市）

・亀塚古墳（大分県大分市）など

３）埋蔵文化財の活用視点と戦略

活用には統一的、画一的な手法が存在するわけではなく、地域の実情に応じた取組を行うことが求められる。なお、上記のような多様な取り組みを推進する際には、文化財部局の視点にのみ立脚するのではなく、図５のように、行政的課題（＝施策の方向性）の視点を加えることが不可欠である。これらを意識した戦略をもった取組が、埋蔵文化財の活用を行政内部や地域に定着させ、持続可能な（まちづくりなども含めた）ものへつながると考える。

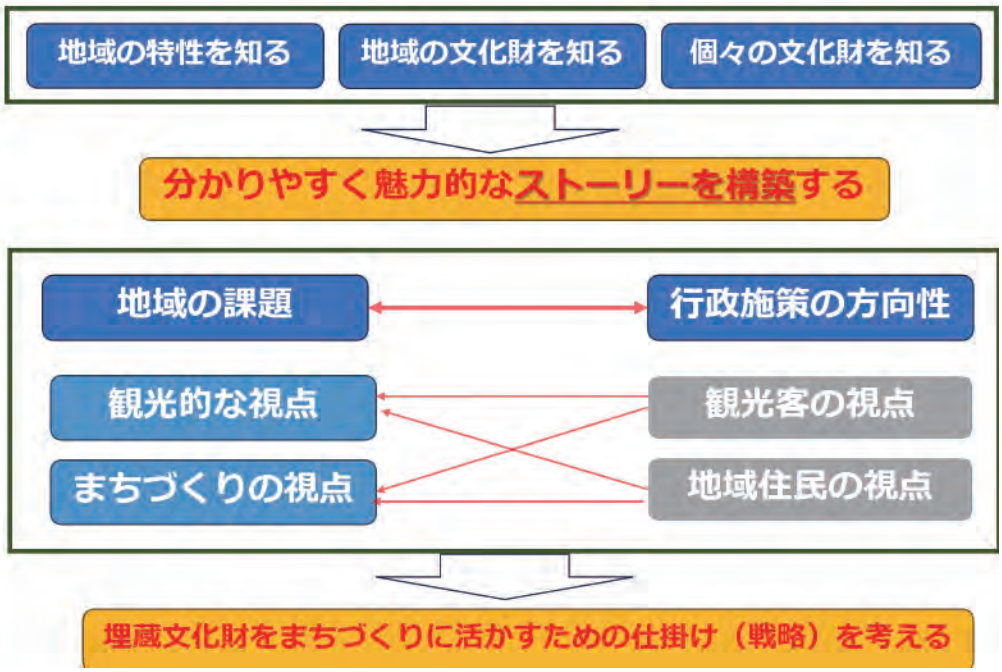


図５　埋蔵文化財の活用と戦略

４）息切れしない活用の取り組みを考える

活用事業の戦略を立てる上で、もう一つ重要なのが事業の継続性・持続性である。

「花火のたとえを続けると、シンポジウム・講演会・サミット・体験会など大人数を動員するイベントは、八尺玉のような「大きな花火」。打ち上げるには多くのエネルギーが必要だが、そのぶん目立つ。

パンフレットや冊子など個人向けのものは、線香花火のような「小さな花火」。決して派手さはないが一人でじっくり鑑賞するのに向いている」といった例えがあり、「大事なのが、「絶え間なく打ち上げること」である。かといって活用の花火はおい それと打ち上げ続けられるものでもなく、打ち上 げには多くの予算と労力がいる。なので、大きな花火と小さな花火をどのタイミングで、どのよう なバランスで打ち上げるかが自治体の腕の見せどころ」（野原 2022　下線部報告者）。という言葉があるように、作り上げた戦略が、行政職員や地域住民にとって逆に大きな負荷とならないように、大小花火の組み合わせ（図６）が息切れしない活用を行うためのヒントとなる。また、この花火の元となる「火薬」は発掘調査報告書であり、その「調合」は考古学の研究成果や埋蔵文化財の発掘成果をもとに行われるべきであること、そして、そのためには最新の研究に常に触れておかなければならない。活用の土台は更新可能な幅をもった調査研究である点も忘れてならない。

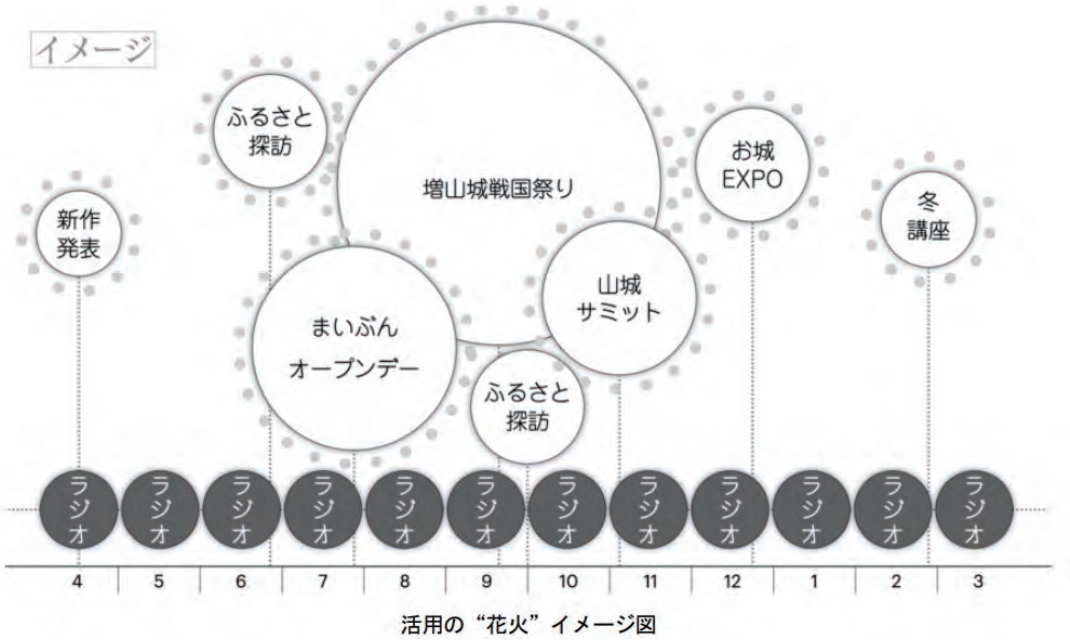


図６　活用の「花火」のイメージ（野原2022より）

活用の方法は、展示や講座、見学会といった典型的な活動に加えて、各種体験活動を組み込んだり、情報に触れる機会を提供するだけでも埋蔵文化財の活用は無限の広がりがある。同時に、時間の流れと共に担当者や市民、そして社会も変化するため、遺跡が地域にとっての「宝」として定着するためには、遺跡の価値や、活きた情報を持続的に発信・共有する必要がある点は再度強調しておきたい。

Ⅱ－２．埋蔵文化財活用のポイント

最後に埋蔵文化財の活用を考える際に留意したい前提や具体的なポイントをまとめる

１）　埋蔵文化財の特性を理解する

文化財は，「我が国の長い歴史の中で生まれ，はぐくまれ，今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財文化財」（文化庁ＨＰより）といわれるように、過去から現在に至るまで守り伝えられてきた履歴をもつものが多い（図７）。

一方、図８に示すように埋蔵文化財は法律上、「地下に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第 92 条）と定義されるように、地下に埋蔵されていたため、当時の履歴が途絶えたものが大部分である。よって、遺跡には過去から受け継いだ有形無形の価値は内在するが、他の文化財のように「守り伝えられてきた」といった説明がなじまず、一見するだけではその価値がわからないものがほとんどである。その為、埋蔵文化財は、発掘調査等によってある日地中より姿を現すが、その性格や意義、すなわち価値を知るためには一定の調査研究を行い

「価値を発見する」必要がある。これによって遺跡の価値が担保され、場合によっては、これが我が国の歴史を理解する上で、重要なものとして、「史跡」として指定される。国の宝、地域の宝として今の世代だけでなく、その価値を次世代にも継承していくべきものとなる。

なお、図６・７に示すように、埋蔵文化財もそれ以外の文化財も、その価値を更新して、未来に伝える（保存する）という垂直方向の「伝える」と、遺跡の有する価値を現在に生きる市町村民、都道府県民、国民、さらに国外へと広く伝える（活用する）という水平方向へ「伝える」という二つの「伝える」が存在することにも意識的であるべきであろう。

ちなみに図８に示す遺跡の写真（上）は平成８年（１９９６）に姿を現した大分県大分市に所在する大友氏館跡の庭園遺構である。当時は巨大な石で構成される正体不明な遺構であったが、調査検討の結果、この巨石は庭園の景石であり、巨大な館に付随する池であることが明らかとなる。これがきっかけとなり。鎌倉時代から戦国時代末期にかけて豊後国及び周辺諸国を統治した守護大名大友氏の館跡として、平成１３年（２００１）に史跡大友氏館跡に指定されることとなる（その後４つの遺跡が追加され名称は大友氏遺跡となっている）。その後の調査研究及び公有化を踏まえて、令和２年度（２０２０）に庭園部分を復元整備が完了し（写真下）、多様な活用事業を行いながら、現在に至る。

価値を発見し、およそ２０年の歳月をかけてその価値を更新し、その調査研究成果は庭園復元や各種シンポジウム、ボランティアガイドや小学生から高校生までのジュニアガイドによる語りの中で伝えられている。

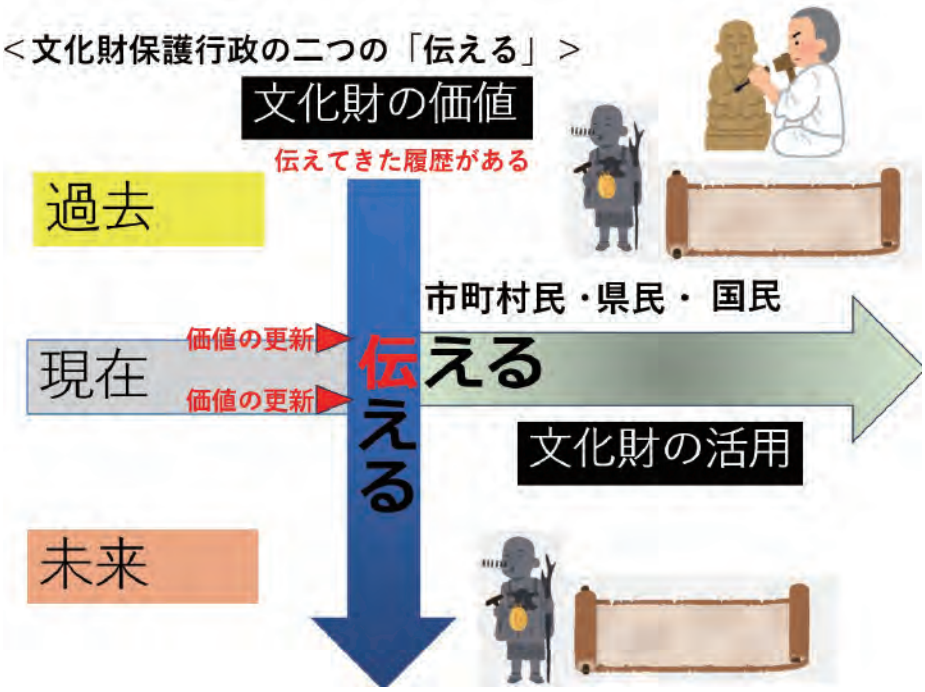


図７　文化財を「伝える」（小野2024 図15を改変）

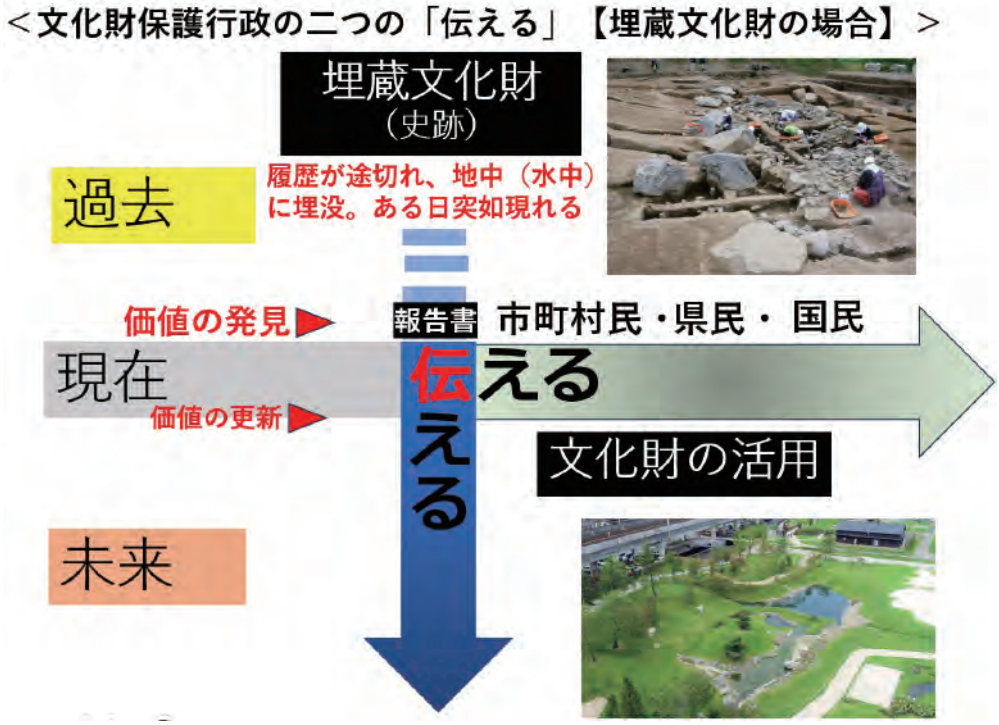


図８　埋蔵文化財を「伝える」

２）埋蔵文化財活用のポイントをおさえる

鈴木一有氏が整理した「文化財活用で大切な 12 のこと」（鈴木 2023）は、文化財活用を進める際に、踏まえておくべき論点を整理したものである。活用事業を実行に移す際のチェックリストとしても参考になるものであり、概要を記しておく。

① 報告書の重要性　活用事業を進める上で、発掘調査報告書（報告書）はすべての事業で参照すべき基本図書である。

② オーセンティシティ（真正性）　行政が行う活用事業では、常に担保すべき概念。真正性や学習効果が担保されないと小物づくりは手芸工作の体験になりかねない。

③ 重要遺物のプロモーション　　出土品の活用は事業を引っ張るトップモデルがあると上手く進む。重要遺物については積極的にその価値を掘り起こしを。

④ 出土品の保存優先　積極的に活用が期待される場合は、複製品を製作することが効果的。高精細データを出力した大型絵図は、閲覧用の研究資料としても有効。

⑤ 写真やデザインの訴求力の活用訴　訴求力がある写真や感性に直接的に訴えるデザインは文化財の重要性の認識を高める。

⑥ 裾野を広げるための企画立案　活用事業は、典型的な活動とともに、何らか

の分野と組み合わせると対象とする世界が広がり、広く参加者を集めることができる。

⑦ 庁内他部局との協業　文化財担当者が孤軍奮闘して進める必要はない。公民館、図書館、広報、観光、公園、人事といった多くの関連部局があり、協力を求めることで多くの効果が生まれる。市広報誌の活用は有効。

⑧ 時宜を得た情報公開（広報）　速報性を犠牲にしてはいけないが、条件が許す限り情報公開のタイミングを工夫することで、その宣伝効果は大幅に変わる。

⑨ 文化財情報のＤＸ　報告書のデジタルアーカイブ化、出土品の３次元データの公開、活用、文化財を扱った動画のインターネット上に公開。庁内の広報部局や地元ケーブルテレビなど、関連部署や事業体と協業すると文化財担当者の作業量は抑制できる。

⑩ 未来を担う人材確保　事業を企画する担当者の独りよがりでは継続性がない。事業を継続するためにも、価値観を共有する人材の確保は必須。短期的には活用事業に協力する庁内部局や関連企業、市民団体、文化財サポーターなどとの繋がりが重要である。長期的には未来を担う人材確保が欠かせない。市職員の求職情報冊子に文化財担当者が登場し、将来の同志獲得に努めるなどの工夫を。

⑪ メディアの有効活用　活用事業において最も頼もしい相方はテレビや新聞といったメディア企業。文化財に興味がない市民も、異世界の分野に一瞬で取り込むことができる。

⑫ コモディティ化の危機　文化財活用においては、ご当地性がないもの、全国どこにでもあるものについては、陳腐化が顕著に進んでいる。ご当地性は皆無に等しい全国各地で実施されている体験学習の中には、コモディティ化（差別化が進まず代替え可能なものになること）の危機とともに、正しい歴史体験につながっているのか、課題があるものもある。常態化している体験学習の意味や意義を今一度、見つめ直す必要がある。

おわりに

史跡とは国の宝であり、地域の宝である。そして、その価値を今の世代だけでなく、次世代にも継承していくべきものである。ただ、価値の継承を実現することは容易ではない。史跡の継承の担い手である地域の方々が、その保存と活用にかかわっていただくことが肝要であり、そのためには、何が必要かを考えることが大切である。

地域の人々と史跡との関わりを持続可能なものとするには、行政側から地域の人々への一方向的な情報発信で完結させるのではなく、双方向的な情報発進

が大切である。まずは地域の方が行政側から学んだ情報を他者へ伝えること。そして伝えられた人がさらに次へ伝えてもらうことが必要である。この行為の中に史跡の価値を未来へつなぐためのカギがある。そのためにも，調査研究は常に開かれたものでなくてはならないし，継続的な情報発信・情報共有は必須である。さらに，「伝える」という行為の先に必ず「疑問」も生まれてくるはずである。学んだものを活かし，新たな問いを設定し，自ら考え答えを出す方が地域の人々の中から現れても不思議ではなく、そのような方々が新たな活用視点を提示し、その主体ともなりうる。よって、誰もが様々な情報に触れることのできる環境を作り，伝えるだけにとどまらず、考えること、行政側とも双方向的な情報発進を行うこと、それが可能な環境を整えることも重要である。

史跡が地域に埋め込まれた魅力的な場として定着するためにも，学術的視点に基づいた調査研究とその還元が活用の基礎である点を念頭に置きつつ，歴史的な意義のみに拘泥されない市民による遺跡の多義的な活動を行うなど「市民参画」で遺跡の活用を模索し，様々なかたちで遺跡に関わる機会（入口）を複数準備するという視点はますます重要になる。

引用・参考文献

近江俊秀 2025「史跡指定から１０年を迎えて～史跡指定後の調査研究、保存活用について～」『川崎・横須賀・茅ヶ崎同時国指定史跡１０周年記念事業 史跡のかこ・いま・これから―つながり・つなぎ・つたえる―』

小野友記子 2024「文化財保護法にみる古墳の保存と活用」『季刊考古学』１６９号　雄山閣

鈴木一有 2023「埋蔵文化財活用の地平 - 浜松市の事例を中心に - 」『令和 5 年度山梨県埋蔵文化財センターシンポジウム「埋蔵文化財活用と観光の視点～埋蔵文化財を地域資源として活かす～」』

野原大輔 2024「打ち上げ花火、大きく上げるか小さく上げるか～がんばらない活用をめざして～」『令和４年度第１回埋蔵文化財担当職員等講習会 －発表要旨－ 』文化庁

文化庁文化財部記念物課 2014『平成２６年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業　史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

松田陽 2022「橘樹官衙遺跡群をどう活用しますか？」『川崎市遺跡リーフレット③古代橘樹を知り、活用する‼』

令和７年度　甲賀市紫香楽宮フォーラム
「未来へつなぐ紫香楽宮跡」
資料集

令和 8 年 2 月 28 日発行

編集発行　甲賀市教育委員会
滋賀県甲賀市水口町水口6053